

# 参議院選挙制度改革案

公明党案

## ◎改革案

現行の全国単位の比例代表選出議員の選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、総議員（200名）につき、全国11のブロック単位の選挙区に人口比例を基本として定数を配分した上で单記投票制（個人名投票）の選挙により選出することとする。

### 11 ブロック

ブロック名	都道府県名	配当議員数
北海道	北海道	8
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	16
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉	22
南関東	千葉、神奈川、山梨	24
東京	東京	20
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野	14
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	22
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	32
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	12
四国	徳島、香川、愛媛、高知	8
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22

## ◎改革案の考え方

### 1. 早急な抜本的見直しの必要性

#### (1) 最高裁判決の趣旨

近年の最高裁判決は、投票価値の平等をより重視する傾向になってきている。そのような中、平成19年参議院通常選挙に関する最高裁大法廷判決（平成21年9月30日）は、4.86倍の最大較差を合憲としたものの、「投票価値の平等という観点からは、この定数配分規定の下でもなお大きな不平等が存する状態であり、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」とした上で、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」との見解を示している。さらに、補足意見では、平成18年のいわゆる4増4減案に基づく公職選挙法改正について、あくまで「その後の本格的改正作業に向けての暫定的な措置としての位置付け」とするものがあり、反対意見には、平成25年の選挙も抜本的見直しを行うことなく施行されるとすれば、定数配分規定が違憲とされるにとどまらず選挙を無効とする判決もありうることを示唆するなど、非常に厳しい見解も示されている。

#### (2) 参議院の取組

平成21年の最高裁判決と前後して、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）においても検討が進められた。その結果「委員の間でも、選挙制度の仕組みの見直しの必要性については、共通の理解ができた」とされる（平成22年5月14日 参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書）。さらに、同専門委員会では「今後の大まかな工程表（案）」が提示され、了承された。工程表によれば、平成22年の通常選挙後に専門委員会を立ち上げ、平成25年の通常選挙に向けて改正案の検討に入り、平成23年には改正案の取りまとめを行った上で、同年中に公職選挙法改正案を提出することとしている。

平成22年参議院通常選挙に関する各地の高裁判決でもこの工程表を引用するものが多く、期限を定めて選挙制度の抜本的改正を検討することを評価し、平成22年選挙までに「定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものとまでいうことはできない」旨の判断を下して

いる。司法は、この工程表のとおり、平成 23 年中に選挙制度の抜本的改正がなされることを期待しており、もし国会が平成 25 年参議院通常選挙に向けて選挙制度の仕組みの見直しを行わず、更なる工程表を示すような対応で終わることとなれば、定数訴訟においてより厳しい判決が下されるのではないかと考える。

### （3）西岡議長案に対する我が党の考え方と選挙制度改革の方針

一票の較差是正は、国民の基本的人権にも関わる喫緊の課題であり、早急に取り組む必要がある。しかし、現行の都道府県単位の選挙区を前提とした場合、較差是正には限界がある。こうした認識の下に西岡武夫議長が参議院選挙制度について、現行の全国単位の比例代表選出議員の選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、全国を 9 ブロックの大選挙区とする見直し案を提案されたことは、前記の判決のすう勢を踏まえたものとして、我が党として評価するものである。

我が党は、従来から全国を 10 程度のブロック単位の選挙区とする案を主張している。また、「マニフェスト 2010」では「参議院の選挙制度については、より民意を反映した選挙制度を導入し、定数を削減します」としており、一票の較差是正を進めることで民意の反映が進むようになるとともに、定数削減も行うこととしている。

以上により、我が党は 4 月 15 日の選挙制度の改革に関する検討会に提示された西岡議長案（定数 200 名の 9 ブロック大選挙区制）を基本とした選挙制度改革案を提案することとした。

## 2. 公明党案の考え方

### （1）選挙区の単位について

現行の都道府県単位の選挙区については、以下のような問題点がある。

第一に、都道府県単位の選挙区を前提とすると一票の較差是正の効果が限定的である。現行の選挙区定数の 146 名を維持しつつ較差の最小化を図ったとしても、10 増 10 減により 4.311 倍となるに過ぎず、到底最高裁の是認し得ないものと思料される。なお、前記の平成 21 年 9 月の最高裁大法廷判決でも、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる」としている。

第二に、都道府県単位の選挙区を維持する立場からは、選挙区選出の参議院議員は地域代表あるいは都道府県代表であるとする考えがある。しかし、

憲法は、参議院議員も全国民の代表としており（第43条第1項）、諸外国の憲法で見られるように上院を地域代表とする規定ではない。また、最高裁の判例では、都道府県代表的性格を有するとは、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位として捉えることができるし、その意見を集約するという意味で用いられている。しかし、これは国会の立法裁量事項であり、憲法上の要請である投票価値の平等に優先するものではなく、変更してもよいと考えられている。今後とも都道府県という行政区画に縛られた選挙区設定を継続すれば、定数較差の是正ができず、基本的人権の侵害となるのみならず、民主主義の正統性を疑わせることになりかねないので、都道府県単位の選挙区を変更すべきである。

そこで、このような問題点を有する都道府県単位の選挙区を廃し、関西広域連合発足や九州広域行政機構構想等の最近の地方分権の推進をにらみ、全国いくつかのブロック単位の選挙区とする案が妥当であると考える。このことは、我が党が「マニフェスト 2010」において、地域主権型道州制の推進を公約していることとも整合性がとれるものである。ただし、長年にわたり都道府県単位の選挙区制が採用されてきた経緯を踏まえ、当面、較差 2 倍程度を限度としてブロック単位の選挙区の配当議員数を工夫することも可能と思料する。

なお、都道府県単位の選挙区の変形として、一部の選挙区を合区する案が主張されるが、どの程度の数の合区をするのか、どこと合区するかという基準があいまいで、極めて便宜的な考え方であり採ることはできない。

また、「ブロック制の下では小党乱立のおそれがある」との指摘がなされるが、良識の府、理性の府、そして「政党の側面より個人の側面をより重視すべき」（平成 17 年 3 月 9 日 参議院憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書）との主張からすれば、杞憂と言ふべきである。

## （2）ブロック単位の選挙区の数について

議長案では、第 28 次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」（平成 18 年 2 月）で示された 9 道州、11 道州、13 道州の区域例を参照して、9 ブロックを提案されている。道州制の推進に伴い道州の区域が確定すれば、選挙区の数や区域もそれにあわせたものとすべきであるものの、現状ではその方向性は明確ではない。その一方で、衆議院の比例代表選挙が平成 6 年の政

治改革以来 5 回にわたり 11 ブロックで行われており、11 ブロックがある程度定着していること、また有権者の混乱を生じないようにすることを考えると、現段階においては衆議院と同様の 11 ブロックとすることが妥当であると考える。

### （3）投票方法について

投票方法についても、議長案と同様、単記投票制（個人名投票）が妥当であると考える。

第一に、政党に所属しない個人の立候補を認めることは憲法上の権利であると考える。しかし、比例代表制は、政党本位の選挙制度であり、その制度を探った上で個人の立候補を認めることは、制度の本質に合致しないものとされている。

第二に、参議院の選挙制度については、衆議院と異なる選挙制度にすること、そのためには政党の側面より個人の側面をより重視すべきとの主張が従来からなされている。

このように、個人の候補者の立候補を認めることの重要性や参議院の選挙制度の在り方に鑑み、比例代表でなく、単記投票制（個人名投票）を採用すべきである。

### （4）定数削減について

総定数については、我が党の「マニフェスト 2010」において議員定数削減を公約しているので、議長案と同様、総定数を 2 割程度削減し 200 名とする。

## ブロック単位の選挙区の定数配分の考え方

総定数については、我が党の「マニフェスト 2010」において議員定数削減を公約しているので、議長案と同様、総定数を 2割程度削減し 200 名とする。

ブロック単位の選挙区の定数は人口に比例して最大剩余法により配分することを基本とする。ただし、長年にわたり都道府県単位の選挙区制が採用されてきた経緯を踏まえ、当該ブロックに含まれる現行の都道府県選挙区の定数の合計に満たない場合は、ブロック単位の選挙区の定数に工夫をすることとする。

これにより、東北ブロック、北陸信越ブロック、四国ブロックについては、総定数 200 名を最大剩余法により配分した場合の定数からそれぞれ 2 増することとする。これに伴い、一票の価値が大きい南関東ブロック、東海ブロック、九州ブロックにつき、最大剩余法により配分した場合の定数からそれぞれ 2 減することとする。

## ブロック制を採用した場合の議席配分(11ブロック・定数200・公明党案)

### 11ブロック(衆議院比例代表選挙のブロック)

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉
南関東	千葉、神奈川、山梨
東京都	東京
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ブロック	平成22年 国勢調査人口 速報値	配当基數	配当議員数	最も一票の価値 の重い選挙区 との較差	(参考) 現行の 選挙区選出 議員数
近畿	20,900,288	32.642	32	1.314	20
南関東	16,129,391	25.191	24	1.352	14
東海	15,109,432	23.598	22	1.381	16
九州	14,596,977	22.798	22	1.335	18
北関東	14,179,006	22.145	22	1.296	14
東京	13,161,751	20.556	20	1.324	10
東北	9,335,088	14.580	16	1.174	16
北陸信越	7,597,533	11.866	14	1.092	14
中国	7,561,899	11.810	12	1.268	12
北海道	5,507,456	8.602	8	1.385	4
四国	3,977,205	6.212	8	1.000	8
合計	128,056,026		200		146

(注)配当基數とは、総定数を各ブロックの人口により按分したものであり、  
次の算式により求められる。

$$\text{配当基數} = \text{総定数} \times [(\text{当該ブロックの人口}) \div (\text{全ブロックの人口})]$$